



育てよう アンビシャスな子どもたちを

平成29年度「青少年アンビシャス運動支援の会」助成事業（後期）募集要領

1 助成の趣旨

「青少年アンビシャス運動支援の会」（以下、「支援の会」といいます。）は、福岡県が官民一体で推進する「青少年アンビシャス運動」を支援するために平成13年10月に発足しました。

「天性を見出し、育成に努める」を掛け声に「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年の育成」を目指す県民運動である、この運動に参加する団体に対して、次のような観点から、青少年育成につながる顕著な活動への財政的な支援を行います。

これにより助成を受けた団体が、未来を担う子どもたちの育成に寄与し、活動を充実・発展させ、将来的に自立して事業を実施できる体制を確立していくことを期待しています。

＜支援の会による活動助成への観点＞

- ①初めて取り組む、斬新で青少年育成の効果が期待されるような活動
- ②小規模だが、アンビシャスな青少年の育成に直接つながるような実効性の高い活動
- ③本会の助成により、アンビシャス運動参加団体の活動の拡大が大きく見込まれるもの、あるいは参加団体の育成につながるものなど、助成の効果が高い活動 など

2 助成の申請ができる団体

① 青少年アンビシャス運動参加団体

申請日現在で、青少年アンビシャス運動参加団体として登録されている団体（以下「参加団体」といいます。）

② 新たに青少年アンビシャス運動の趣旨にかなう活動に継続的に取り組もうとするもので、支援の会の助成により活動が軌道に乗ることが見込まれる活動を行う団体。

※未加入団体は、参加団体登録の申し込みを行っていただく必要があります。

3 助成の対象となる活動

参加団体（これから参加団体となる者も含む）が、青少年アンビシャス運動を推進するために青少年が参加して実施する活動で、準備期間も含めて平成29年8月1日以降に始まり平成30年3月31日までに終了する事業とします。

なお、以下のテーマを柱とし、他の団体のモデルとなる活動については、優先的に助成の対象とします。

- ①スポーツ活動の推進
- ②環境保全活動の推進
- ③食育の推進

支援事業の種類については、以下の2通りとします。

なお、今回申請できるのは年間に1団体1事業とします。また、他の複数の団体と連携した活動を行う団体については、連名で申請することもできます。

【支援事業の種類】

(1) 長期継続活動支援事業

支援の会の助成により、今後、新たな活動を継続的に実施することを企画されている団体については、3年間を目途に継続して支援します。3年間の活動計画を立ててください。なお、過去(平成26年度まで)に3回の助成を受けられている団体についても、長期的視点を持って新たな事業に取り組まれる場合は申請が可能となりました。

(例えば、・・・)

- ①子どものための運動ボランティアを複数年を掛けて育成し、活動の輪を広げたい。
- ②長期計画で、より高度なカリキュラムにチャレンジするような企画となる自然体験活動などを行いたい。
- ③地域で行っている子どもたちを対象とした取り組みを継続して実施し、他の地域などにも普及・拡大させたい。・・・などの活動を支援します。)

また、27年度以降に長期継続活動支援事業として助成を受けた団体については、1回目の採択で自動的に3年間助成するものではありません。2回目・3回目の助成を希望される場合は、改めて、それぞれの実施成果や事業の継続性、発展性などを踏まえたより充実した計画を立てて申請書を提出して下さい。各年度ごとに、継続支援の必要性について審査しますので、2回目以降の継続助成を必ずしも約束するものではありません。

(2) 短期活動支援事業

単年度事業であるが、これまでの成果発表や地域への運動波及効果が見込まれる優れた活動に対して支援をします。

(例えば、①記念事業での発表会。②各地域が連携して取り組む各種大会の実施。③専門家を招いて多様な自然体験を学ぶ活動など、優れて先進的な活動。)

また、初めて申請される事業については、アンビシャス運動の普及拡大の観点から極力支援していきたいと考えておりますので、奮ってご応募ください。

※助成の回数は、1団体3回までとなっております。

(注) 助成の対象とならない活動 [上記(1)、(2)とも]

- ア 営利を目的とする活動、また、営利につながる可能性のある活動
- イ 宗教に関連する活動、政治上の問題に関連する活動
- ウ 物品又は機材の貸し出しを目的とするなど間接的な活動
- エ 活動の推進、運営にあたって全業務を委託するような活動
- オ 暴力団員が役員となっている団体や、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体が行う活動
- カ その他、公序良俗に反するような活動

4 助成金額

1団体への助成金額は、「助成対象経費合計の3分の2の額」と「活動経費総額から参加者負担金や他からの補助金・寄付金等の見込額を控除した額」のいずれか低い方の額で、20万円以内の額とします。(平成27年度事業から、海外事業・国内事業の区分はなくなりました)

5 申請の方法

・所定の申請書に必要事項を記入し、申請受付期間内に郵送または持参いずれかの方法で当会事務局に提出してください。

(提出書類)

様式1号 青少年アンビシャス運動支援の会 平成29年度助成事業申請書(後期)

様式2号 活動に要する経費一覧表

様式3号 申請団体の概要

- ・所定様式以外での申請は認められません。
- ・申請書は黒ボールペン又は万年筆で記入してください。(鉛筆は不可)
- ・様式を変更しなければ、パソコンで申請書を作成されても構いません。
パソコンで申請書を作成する場合の様式が必要な団体は、事務局へメールで請求するか、又はホームページからダウンロードしてください。
- ・申請書には、代表者の印(法人の場合は、法人印)を必ず押印してください。
- ・提出された申請書及び添付資料は返却いたしませんので、ご了承ください。
- ・申請後に、代表者、連絡責任者又は連絡先等が変更になった場合は、速やかに書面でご連絡ください。
- ・申請受付期間は平成29年6月12日(月)から平成29年7月7日(金)です。
(期間内必着) ※持参の場合は、7月7日(金) 17時15分までです。

6 助成対象経費

助成金は、当該助成の対象となる活動に必要な経費の財源に充当するものとし、次の例示によるものとします。

[助成対象経費の例]

経費項目	経費の例
食糧費	外部の講師・指導者に対する簡素な食事代(主催者・参加者の食事代及び弁当代は対象外とする)
消耗品費等	事業の実施に必要な文房具、その他消耗品に要する経費(備品のように残る物や消耗品を材料として作った物が備品となるような場合は対象外とする) 事業の実施に必要な印刷物作成に要する経費(募集案内、広報ポスター、報告書など)、資料作成の用紙代、コピー代等
通信運搬費	切手・はがき代、宅配便などの発送費。(原則として、電話料は除く)
使用料及び賃借料	会場の使用料、機械・器具・設備等の借料、車両借り上げ料
旅費	講師・指導者・スタッフ・参加青少年が活動場所・会議開催場所までに要する公共の交通費及び宿泊費の実費相当の経費 (なお、事業の経費内容が著しく旅費に偏らないよう留意すること)
保険料	主催者が加入する参加青少年等に対する賠償責任保険料

謝金	外部の講師・指導者等に対する謝金
雑費	銀行振込手数料など

申請書には、経費項目ごとに申請金額の内訳を記載してください。なお、**1件の積算内訳が5万円を超える経費については、見積書を添付してください。**上記に該当しないような経費が発生する場合は、事前にお尋ねください。

また、次の経費については、助成対象経費に算入することはできませんので、**助成対象外経費**として計上してください。

- (1) 給料、賃金等の人件費。
- (2) 他団体への寄付金、上納金。
- (3) 参加団体の構成員(役員を含む)や交流相手への謝金、謝金の代わりとする商品券、図書券又はおみやげ等の贈答品。
- (4) 参加団体の日常活動に必要な事務所の開設・維持費、消耗品費等に要する経費。
- (5) その他、助成対象活動に直接関係のない経費。

7 助成団体の決定

青少年アンビシャス運動推進本部運動推進委員会にて書類審査、ヒアリング等による選考の上、当会に推薦された参加団体の中から、当会において決定します。

なお、助成の額については、申請額及び活動内容等を基に決定しますが、申請額を下回る場合もあります。

8 選考結果の通知

選考の結果は、平成29年8月中に通知します。

9 審査の視点

選考に当たっては、次のような視点で審査します。

- (1) 子どもたちがアンビシャスな青少年になるための活動目的・内容になっているか。
また、多くの子どもたちが参加できるような計画となっているか。
- (2) 活動内容に特色があり、他の団体のモデルとなるなど、アンビシャス運動への波及効果が期待されるものであるか。
また、申請事業における青少年育成活動が、社会貢献活動につながると判断される波及効果の大きい計画であるか。
- (3) 事業の実現性が高いか。
- (4) 活動目的を達成するために、特別な工夫をするなど、知恵を絞っているか。
また、既に助成実績のある事業においては、さらにステップアップが図られるような、実施結果を踏まえた新たな工夫がなされているか。
- (5) 運動団体育成の観点から、初めての申請で助成歴のない団体を優先する。
また、公共団体や他の団体からの助成や補助を受けている団体も助成の対象とするが、助成等を受けていない団体の方を優先する。

10 助成団体の義務

- (1) 助成が決定した参加団体（以下「助成団体」という。）は、青少年アンビシャス運動支援の会と**助成に関する覚書を締結**し、これに基づき、助成対象とする**活動が完了した日から1か月以内、または30年3月31日までに**所定の様式により活動の結果及び会計の収支状況について**事業実績報告書を提出**すること。
- (2) 事業実績報告書には、**助成対象経費の全領収書（コピーで可）を添付**すること。
- (3) 助成団体は当初の事業計画を変更せざるを得ないときは、事前に当会に連絡し、必要があると認められる場合は変更申請書を提出し、変更の承認を受けること。
- (4) 活動を実施する際には、**当会から助成金を受けている旨を明示**すること。
(例えば、募集案内、開催パンフレット等に当会の助成金を受けて実施する旨を記載する。
又、これらの広報物は、**事業実績報告時に必ず添付**すること)
- (5) 活動の内容を、当会のホームページ又は県の広報誌等で県民に公開するときは協力すること。なお、積極的に活動内容のデータ化を行い、本会への提供に努めること。

11 助成金の支払い

助成金は、助成を受ける団体が指定する銀行口座（農協、信金、信組を含みます）に振り込みます。

12 助成金の返還

助成団体が、事業計画と異なった活動に助成金を使用したとき、若しくは不正に使用したとき、又は助成団体の役員等が公序良俗に反する行為や反社会的行為に抵触すると思われる行為を行ったときは、当会は既に交付した助成金の一部又は全額の返還を求めるとします。

なお、提出いただいた事業実績報告書の収支決算書に基づき、上記4による助成金額の再計算を行い、再計算した助成金確定額が交付した助成金額を下回った場合は、交付した助成金額との差額を返還していただきます。ただし、上回った場合は当初交付額とします。

又、**事業実績報告書の提出がない場合は、助成金の全額を返還していただくこととなります**ので、必ず期限内に提出されますよう留意してください。

〔申請書提出先・お問い合わせ先〕

住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県青少年育成課内

青少年アンビシャス運動支援の会事務局

電話 090-5087-6623 又は 092-643-3615

FAX 092-643-3389

E-mail seishonenambitious.s@soleil.ocn.ne.jp

URL <http://www.ambitious-fukuoka.com>

〔青少年アンビシャス運動支援の会 会員企業〕

株式会社ふくや、株式会社サニクリーン九州、学校法人麻生塾、株式会社サニックス、株式会社新出光、福岡地所株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社ゼンリン、コカ・コーラウエスト株式会社、株式会社筑水キャニコム、丸永製菓株式会社、シャボン玉石けん株式会社（順不同）